

福岡市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び汚水枮ふた
に関する製造工場認定の検査事務要領

福岡市道路下水道局

福岡市型下水道用鑄鉄製マンホールふた及び汚水柵ふた に関する製造工場認定の検査事務要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、「福岡市型下水道用鑄鉄製マンホールふた及び汚水柵ふたに関する製造工場認定基準」(以下「認定基準」という。)に基づき実施する、製造工場の認定についての検査事務処理方法等について定めるものとする。

(認定対象資器材)

第2条 この要領に定める認定対象資器材の種類は、認定基準第2条に掲げるとおりとする。

(検査の種類)

第3条 この要領に定める検査は次のとおりとする。

(1) 認定検査

認定基準に規定する書類審査に合格した申請者に対し、工場確認及び製品検査を行うものである。

(2) 更新検査

認定基準により資器材製造工場としての認定を受けている者(以下「製造工場の認定」という。)に対し、製品検査を行うものである。

(3) 自主検査

製造工場の認定を受けている者は、社内規格に基づいて、認定期間内の自主検査を行うものとする。

(検査員)

第4条 本要領に基づく検査については、本市道路下水道局職員2名をもって充てる。

(検査事務処理手続)

第5条 本要領に基づく検査の事務処理手続は、別表第1に示すとおりとする。

(検査の実施時期等)

第6条 認定(更新)検査は、原則として3年に1回行うものとする。

ただし、本市が必要ないと認めた場合は、認定(更新)検査を省略することができる。また、認定期間中においても検査の必要があると認めた場合には、適宜行うことがある。

2 仕様書の改正があった場合は、認定期間中であっても原則として新規認定時と同様の検査を行うものとする。

ただし、改正内容によって本市が必要ないと認めた場合は、製品検査の一部あるいは全部を省略することができる。

(認定検査の実施要領)

第7条 認定検査は、「福岡市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び汚水柵ふたの製造工場認定申請書」(以下「認定申請書」という。)に係る書類審査に合格した者に対して工場確認及び製品検査を行うものであり、本市と申請者で協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

(1) 工場確認は、「認定申請書」に記載された内容の事実確認を行う。

(2) 製品検査は、「福岡市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び汚水柵ふた仕様書」(以下「仕様書」という。)に定められた検査の各項目について行う。

① 製品検査に使用する供試体は、製造工場による自主検査に合格した製品の中から、仕様書に定める抽出を行うものとする。

② 検査は供試体の中から種類ごとに、仕様書、公益社団法人日本下水道協会規格下水道用鋳鉄製防護ふた(JSWAS G-3)及び下水道用鋳鉄製マンホールふた(JSWAS G-4)に定める試験方法及び検査基準等により、その結果を判定するものとする。

③ 製品検査において不合格となった場合は再検査を行うことができる。再検査の方法については仕様書に定める内容によるものとする。

(更新検査の実施要領)

第8条 更新検査は、福岡市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び汚水柵ふたの製造工場認定変更申請に係る書類審査に合格した者に対して製品検査を行うものであり、本市と申請者で協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

2 更新検査は、認定期間満了日前日までに完了するものとし、認定検査に定める製品検査を実施するものとする。ただし、仕様書の変更がなく、別途検査状況を示す明らかなものが提出された場合で本市が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

3 更新検査において、仕様書の変更が伴う場合は認定検査に準じて行う。ただし、変更の内容が軽微な場合等で本市が必要ないと認めた場合は検査の一部を省略することができる。

(自主検査の実施要領)

第9条 自主検査は、公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場製品検査要領第6条に定める規定に基づき実施するものとする。

(検査結果の報告等)

第10条 申請者は、認定(更新)検査等に係る製品検査を行ったときは、速やかに検査報告書を作成し、本市に提出しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第11条 検査員は、認定(更新)検査等において不合格となった場合、補強及び改良等改善の見込みがあると判断できる場合には、再検査を行うことができる。なお、改善後の再検査は、本市が指定する項目の検査により合否の判定を行うものとする。

(費用負担)

第 12 条 この要領に規定する検査に供する製品及び検査費用については、申請者の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年 5月30日から施行する。

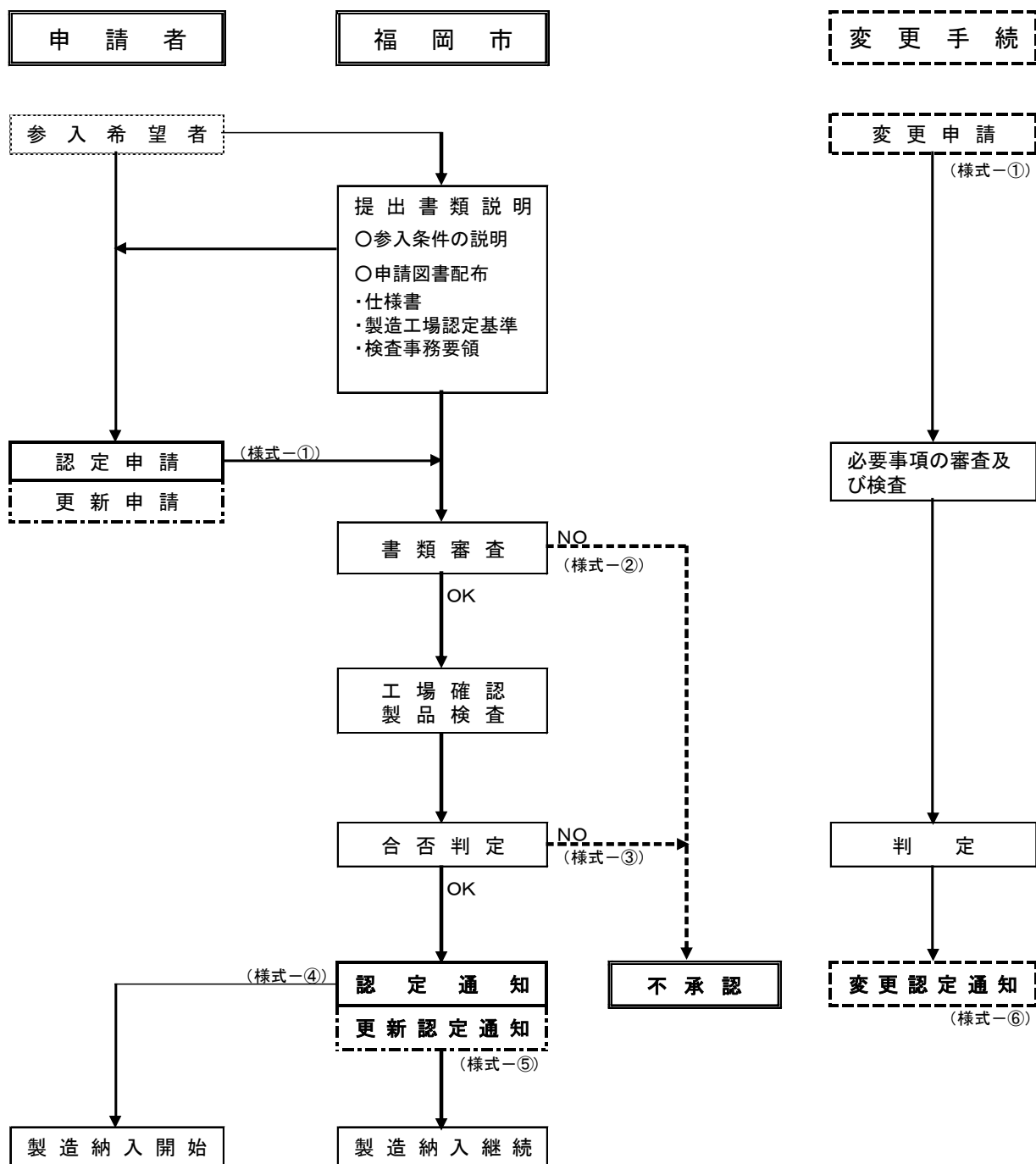
(福岡市型鉄蓋及び受枠の新規製造業者の検査事務要領の廃止)

2 福岡市型鉄蓋及び受枠の新規製造業者の検査事務要領(平成15年2月12日制定)は廃止する。

3 平成28年 6月 8日 一部改訂

令和 7年 6月 1日 一部改訂

別表第1 検査事務処理手続 (第5条関係)



注)更新手続きについては認定申請手続きに準じる。ただし、工場確認については省略する。